

# 「下水道魚すむ川 光るまち」 市の下水道 供用開始から3年目

市の公共下水道は、今年度新たに東台四丁目と六丁目、三の丸、美園町などで供用開始となり、合計百八十二ヘクタールの区域・二千七百五十戸でトイレの水洗化が可能になっています。そして今年度は、公共下水道の供用開始から三年目になりますので、四年度に供用がスタートした区域では水洗化工事の義務期限を迎えたこととなります。まだ工事していない人は、速やかに工事に取りかかってください。

今号では、水洗化工事について皆さんから寄せられたご質問の中からいくつかご紹介いたします。今後も、市の公共下水道事業にご理解とご協力をお願いします。

## 水洗化工事 Q & A

**Q1・水洗化工事(排水設備工事) について何をやるの?**

A・くみ取り式のトイレを使用している家庭では、水洗トイレに改造する工事が必要です。また、台所・風呂・水洗トイレなどからの汚水を、市が設置する公共ますまで流すための管を敷設していただきます。

**Q2・水洗化工事はいつまでにやればいいのか?**

A・下水道が使用できる状態になると、市では供用開始日を告示

し、広報などで皆さんにお知らせします。工事は告示された日から三年以内に実施しなければなりません。これは、下水道の効果高め、環境を改善していく目的で「下水道法」で定められています。

**Q3・水洗化工事はだれが実施するの? それにその費用はだれが負担するの?**

A・工事は建物の所有者が行うこととなります。また、費用についても建物の所有者に負担していただきます。なお、建物の所有者でない人が所有者の承諾を得て工事することは構いません。

**Q4・水洗化工事にはどういう手続きが必要?**

A・工事は市の工事指定店でなければできないことになっていきますから、まず指定店へお申し込みください。指定店では、市へ提出する書類の作成や届け出などの手続きをしてくれます。

**Q5・水洗化工事費はどれくらいかかるの?**

A・公共ますと家屋との距離や台所・風呂・トイレなどの配置、使用する材料などによって差がありますが、一般家庭の場合であれば五十万円から六十万円ぐらいです。

**Q6・工事指定店によって工事費に違いはあるの?**

A・市で共通単価を設定していますから、不当な単価による工事費の差はありません。市では工事前に見積りの内容をチェックし、工事完了後には検査もしますからご安心ください。なお、各指定店へ見積もりは無料で行うよう指導しています。

**Q7・浄化槽を設置している場合はどうすればいいの?**

A・浄化槽は下水道が整備されるまでの応急的・経過措置的なものといえます。浄化槽からの排水をそのまま下水道へ流しても構いませんが、浄化槽の維持管理費を考えると、廃止した方がよいと思います。

**Q8・水洗化工事にかかる費用に市の助成はないの?**

A・市では、金融機関から工事費を無利子で借りられるよう、融資をあつせんしています。融資金額は五十万円(くみ取り式トイレの数によっては百五十万円)で、五十カ月以内の償還です。利子は市が負担します。融資をあつせんしてもらいたい場合はそのことを工事申し込みの際に工事指定店へお話しください。所得証明書など融資に必要な書類を用意すれば、手続きは指定店がしてくれます。

**Q9・今使っている簡易水洗トイレの便器はそのまま使えますか?**

A・一般的な水洗トイレの構造と違いますから使えません。

**Q10・水道の水圧が低いのですが、水洗トイレにして大丈夫?**

A・水洗トイレでは、水を一度タンクにためて、タンクから流れる水の圧力で汚物を流しますから、水道の水圧が低くてもタンクに水がたまりさえすれば問題

ありません。

**Q11・下水道の計画区域内に住んでいますがまだ整備はされていません。家の改築を予定しているのですが、トイレなどはどうしたらいいのでしょうか?**

A・計画区域内で住宅を新・改築する場合は、トイレを水洗にし、浄化槽を設置するよう指導されています。浄化槽ははずれ不要になるわけですが、こうしておけば下水道が整備された時に大工工事や給水工事をしなくて済みます。また、台所などからの排水管は、下水道へ接続することを考えて、あらかじめ下水道の基準に合わせて敷設した方がよいと思います。

★下水道についてのお問い合わせ、ご相談は、下水道課(内線340・356)へお気軽にどうぞ

